

令和3年度 国民健康保険特別会計決算見込（1月末時点）

議案第1号

（歳入）

科 目		予算現額	決算見込額	対予算比	予算対増減額
国 保 税	一般被保険者				
	医療給付費現年課税分	793,853,000	820,013,000	103.30%	26,160,000
	後期高齢支援金現年課税分	243,226,000	257,698,000	105.95%	14,472,000
	介護納付金現年課税分	61,395,000	66,557,000	108.41%	5,162,000
	医療給付費滞納繰越分	23,934,000	26,309,000	109.92%	2,375,000
	後期高齢支援金滞納繰越分	7,007,000	7,878,000	112.43%	871,000
	介護給付費滞納繰越分	3,784,000	4,265,000	112.71%	481,000
	小 計	1,133,199,000	1,182,720,000	104.37%	49,521,000
	退職被保険者				
	医療給付費現年課税分	0	0	0.00%	0
	後期高齢支援金現年課税分	0	0	0.00%	0
	介護納付金現年課税分	0	0	0.00%	0
	医療給付費滞納繰越分	63,000	34,000	53.97%	△29,000
後期高齢支援金滞納繰越分	18,000	10,000	55.56%	△8,000	
介護給付費滞納繰越分	19,000	10,000	52.63%	△9,000	
小 計	100,000	54,000	54.00%	△46,000	
計 ※1	1,133,299,000	1,182,774,000	104.37%	49,475,000	
道支金					
特別交付金					
保険給付等交付金（普通交付金）	4,939,741,000	4,764,836,019	96.46%	△174,904,981	
保険者努力支援分	30,220,000	32,533,000	107.65%	2,313,000	
特別調整交付金分 ※2	25,641,000	30,304,000	118.19%	4,663,000	
道繰入金（2号分）	48,265,000	52,721,000	109.23%	4,456,000	
特定健診等負担金	14,022,000	13,938,000	99.40%	△84,000	
小 計	118,148,000	129,496,000	109.60%	11,348,000	
計	5,057,889,000	4,894,332,019	96.77%	△163,556,981	
繰入金	647,522,000	620,942,108	95.90%	△26,579,892	
繰越金	1,000	0	0.00%	△1,000	
諸収入	12,291,000	16,807,237	136.74%	4,516,237	
国庫補助金	0	13,290,000	100.00%	13,290,000	
①歳入合計	6,851,002,000	6,728,145,364	98.21%	△122,856,636	

※1 コロナの影響により収納率減少見込み

※2 前年度までの累積赤字を繰上充用する際、同額歳入をこの科目にて補正（当初予算は8,338千円）

（歳出）

（単位：円）

科 目		予算現額	決算見込額	対予算比	予算対増減額
総務費	一般事務費（国保）	82,159,678	79,695,000	97.00%	△2,464,678
	一般事務費（債権）	47,725,322	44,385,000	93.00%	△3,340,322
	医療費適正化事業費	14,576,000	13,556,000	93.00%	△1,020,000
	国保情報システム管理費	2,770,000	2,678,736	96.71%	△91,264
	国保連合会負担金	1,919,000	1,896,824	98.84%	△22,176
	運営協議会費	286,000	200,000	69.93%	△86,000
	計	149,436,000	142,411,560	95.30%	△7,024,440
	保険給付費	4,935,574,000	4,775,808,256	96.76%	△159,765,744
	納付金				
	医療給付費分	1,191,191,000	1,183,632,000	99.37%	△7,559,000
後期高齢者支援金等分	337,836,000	334,319,000	98.96%	△3,517,000	
介護納付金分	86,622,000	85,760,000	99.00%	△862,000	
計	1,615,649,000	1,603,711,000	99.26%	△11,938,000	
共同事業拠出金	2,000	1,150	57.50%	△850	
財政安定化基金拠出金	2,000	2,000	100.00%	0	
健康づくり推進費	15,222,000	14,993,670	98.50%	△228,330	
特定健康診査等事業費 ※3	56,383,000	42,400,000	75.20%	△13,983,000	
諸支出金					
保険税還付金（一般）	7,224,500	7,224,500	100.00%	0	
保険税還付金（退職）	0	0	0.00%	0	
保険給付費等交付金償還金	27,696,000	27,695,646	100.00%	△354	
その他償還金	2,465,500	1,264,000	51.27%	△1,201,500	
計	37,386,000	36,184,146	96.79%	△1,201,854	
財政安定化基金償還金	33,000,000	33,000,000	100.00%	0	
予備費	10,000	0	0.00%	△10,000	
前年度繰上充用金	8,338,000	8,337,923	100.00%	△77	
②歳出合計	6,851,002,000	6,656,849,705	97.17%	△194,152,295	

※3 コロナの影響により健診控えが続いており、特定健診等事業費が減少見込み

R3決算見込収支	<b>71,295,659</b>
R3単年度収支（繰上充用金含む）	79,633,582

令和4年度 国民健康保険特別会計予算（案）

議案第2号

（歳入）

科 目		令和3年度 当初予算額	令和4年度 当初予算案	対前年比	前年対増減額	
国 保 税	一般被保険者	医療給付費現年課税分	793,853,000	783,654,000	98.72%	△10,199,000
		後期高齢支援金現年課税分	243,226,000	239,997,000	98.67%	△3,229,000
		介護納付金現年課税分	61,395,000	63,577,000	103.55%	2,182,000
		医療給付費滞納繰越分	23,934,000	26,420,000	110.39%	2,486,000
		後期高齢支援金滞納繰越分	7,007,000	8,106,000	115.68%	1,099,000
		介護給付費滞納繰越分	3,784,000	3,957,000	104.57%	173,000
		小 計	1,133,199,000	1,125,711,000	99.34%	△7,488,000
	退職被保険者	医療給付費現年課税分	0	0	0.00%	0
		後期高齢支援金現年課税分	0	0	0.00%	0
		介護納付金現年課税分	0	0	0.00%	0
		医療給付費滞納繰越分	63,000	25,000	39.68%	△38,000
		後期高齢支援金滞納繰越分	18,000	7,000	38.89%	△11,000
		介護給付費滞納繰越分	19,000	7,000	36.84%	△12,000
小 計	100,000	39,000	39.00%	△61,000		
<b>計</b>		<b>1,133,299,000</b>	<b>1,125,750,000</b>	<b>99.33%</b>	<b>△7,549,000</b>	
道 支 出 金	保険給付等交付金（普通交付金）※1	4,752,320,000	4,942,788,000	104.01%	190,468,000	
	保険者努力支援分 ※2	30,220,000	34,024,000	112.59%	3,804,000	
	特別調整交付金分 ※3	13,927,000	61,362,000	440.60%	47,435,000	
	道繰入金（2号分）※4	48,265,000	57,787,000	119.73%	9,522,000	
	特定健診等負担金	14,022,000	12,658,000	90.27%	△1,364,000	
	小 計	106,434,000	165,831,000	155.81%	59,397,000	
	<b>計</b>		<b>4,858,754,000</b>	<b>5,108,619,000</b>	<b>105.14%</b>	<b>249,865,000</b>
	繰入金 ※5	647,522,000	666,478,000	102.93%	18,956,000	
	繰越金	1,000	1,000	100.00%	0	
	諸収入	12,291,000	12,389,000	100.80%	98,000	
<b>① 歳入合計</b>		<b>6,651,867,000</b>	<b>6,913,237,000</b>	<b>103.93%</b>	<b>261,370,000</b>	

- ※1 医療機関への受診者数増に伴う療養給付費の増加及び高額療養費支給助奨による増加
- ※2 ヘルスアップ事業の努力支援への統合及び基準額拡大による増加
- ※3 国民健康保険事務処理標準システム導入事業による増加
- ※4 国民健康保険事務処理標準システム導入事業による増加
- ※5 保険基盤安定負担金の減少及び国民健康保険事務処理標準システム導入事業による増加

（歳出）

（単位：円）

科 目		令和3年度 当初予算額	令和4年度 当初予算案	対前年比	前年対増減額	
総 務 費	一般事務費（国保）	79,301,000	85,791,000	108.18%	6,490,000	
	一般事務費（納税）	48,142,000	50,387,000	104.66%	2,245,000	
	医療費適正化事業費	14,576,000	8,821,000	60.52%	△5,755,000	
	国保情報システム管理費	2,770,000	2,687,000	97.00%	△83,000	
	標準システム導入事業 ※6	0	56,691,000	100.00%	56,691,000	
	国保連合会負担金	1,919,000	1,906,000	99.32%	△13,000	
	運営協議会費	286,000	286,000	100.00%	0	
	<b>計</b>		<b>146,994,000</b>	<b>206,569,000</b>	<b>140.53%</b>	<b>59,575,000</b>
	保険給付費		4,761,915,000	4,951,813,000	103.99%	189,898,000
	納 付 金	医療給付費分	1,191,191,000	1,190,364,000	99.93%	△827,000
後期高齢者支援金等分		337,836,000	338,248,000	100.12%	412,000	
介護納付金分		86,622,000	89,386,000	103.19%	2,764,000	
<b>計 ※7</b>		<b>1,615,649,000</b>	<b>1,617,998,000</b>	<b>100.15%</b>	<b>2,349,000</b>	
共同事業拠出金		2,000	2,000	100.00%	0	
財政安定化基金拠出金		2,000	0	0.00%	△2,000	
健康づくり推進費 ※8		15,222,000	16,198,000	106.41%	976,000	
特定健康診査等事業費		56,383,000	52,824,000	93.69%	△3,559,000	
諸 支 出	保険税還付金（一般）	4,690,000	6,536,000	139.36%	1,846,000	
	保険税還付金（退職）	0	0	0.00%	0	
	保険給付費等交付金償還金	13,000,000	17,500,000	134.62%	4,500,000	
	その他償還金	5,000,000	10,787,000	215.74%	5,787,000	
	<b>計</b>		<b>22,690,000</b>	<b>34,823,000</b>	<b>153.47%</b>	<b>12,133,000</b>
財政安定化基金償還金 ※9		33,000,000	33,000,000	-	0	
予備費		10,000	10,000	-	0	
<b>② 歳出合計</b>		<b>6,651,867,000</b>	<b>6,913,237,000</b>	<b>103.93%</b>	<b>261,370,000</b>	

- ※6 国民健康保険事務処理標準システム導入事業による増加
- ※7 北海道による仮係数（R3.11.15通知）により算出  
北海道による確定係数（R4.1.17通知）により、当初予算納付金より22,480千円減額となる。
- ※8 インフルエンザ予防接種助成者増による予算増
- ※9 平成30年度に北海道より借入した1億円の償還金（R2年度～R4年度まで）

令和4年度 国民健康保険特別会計予算(案)前年度比較 (概要版)

議案第2号 (参考資料)

(歳入)

(歳出)

(単位: 千円)

科目	内容	R3年度 予算額 ①	R4年度 予算案 ②	増減額 ②-①
国保税	国保事業の主たる財源。国庫負担金等の法律に基づく歳入以外をこの国保税で賄うことが健全とされている。医療・介護・後期支援分に分かれており、それぞれに現年度税と過年度税(滞納繰越分)があるため、6の税目が存在する。 ※令和元年度で対象者が0人となった退職医療については、過年度税(滞納繰越分)のみ予算措置されている	1,133,299	1,125,750	△7,549
道支出金	平成30年度より財政運営が都道府県化されたことにより、国からの交付金等も道を経由して交付されることとなった。 【内容】 ・かかった医療費の同額が交付される「 <b>保険給付等交付金</b> 」 ・国保事業の実施状況によってインセンティブ交付される「 <b>保険者努力支援</b> 」 ・従来の国庫支出金である「 <b>特別調整交付金</b> 」 ・道から交付される「 <b>道繰入金</b> 」 ・特定健診にかかる費用が交付される「 <b>特定健診等負担金</b> 」に分類される。  ※令和4年度は国民健康保険事務処理標準システム導入に伴い、財政支援として「特別調整交付金」・「道繰入金」から交付金として導入経費が補填される。	4,858,754	5,108,619	249,865
繰入金	法定分(基盤安定負担金、出産育児一時金、国保分交付税、事務費)と任意分で大別される。恵庭市では任意分に「健康づくり推進費の一部(脳ドック以外)」と「子ども医療助成に伴う波及医療費相当分」を計上している。 ※令和4年度から子ども均等割保険税軽減が開始され、法定分に追加となる。	647,522	666,478	18,956
繰越金	前年度収支の黒字分 ※恵庭市においては、令和3年度決算見込みで累積赤字が解消される予定であり、黒字分受入の歳入科目として計上している。	1	1	0
諸収入	国保税の延滞金、保険者間調整による医療費の返還金等。	12,291	12,389	98
歳入合計		6,651,867	6,913,237	261,370

科目	内容	R3年度 予算額 ①	R4年度 予算案 ②	増減額 ②-①
総務費	国保特別会計に係る職員人件費や事務費の他、医療費適正化事業、国保連への負担金、国保運営協議会経費等に分類される。 ※令和4年度に国民健康保険事務処理標準システム導入に伴う導入経費が予算額増加の要因となった。	146,994	206,569	59,575
保険給付費	被保険者の病院窓口負担を除く経費である「療養給付費」、針灸等の「療養費」、高額医療費を支払う「高額療養費」、出産育児一時金を支払う「出産育児諸費」、被保険者死亡の際に葬祭費を支払う「葬祭給付費」等に分類される。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による「傷病手当金」が令和2年度より追加されている。	4,761,915	4,951,813	189,898
国保事業費納付金	道全体で必要とする「医療費等の費用」を各市町村毎の所得水準や被保険者数で按分した算出額を道へ納付するもの。	1,615,649	1,617,998	2,349
共同事業拠出金	国保連合会に対する退職者医療事務費拠出金。	2	2	0
財政安定化基金拠出金	平成30年度の胆振東部地震被災地である3町に対して行われた北海道財政安定化基金交付事業の拠出金。	2	0	△2
健康づくり推進費	国民健康保険法に定められた、健康増進のために必要な経費。脳ドックなど。	15,222	16,198	976
特定健診事業費	40歳以上の人を対象とした、生活習慣病健診に係る経費。恵庭市は独自項目として心電図や貧血検査も実施している。	56,383	52,824	△3,559
諸支出金	国保税還付金の他、負担金・交付金の過年度分精算に係る還付金等。	22,690	34,823	12,133
財政安定化基金償還金	平成30年度に北海道財政安定化基金より借入した1億円の償還金。	33,000	33,000	0
予備費		10	10	0
歳出合計		6,651,867	6,913,237	261,370

## 令和4年度 国民健康保険税率について

令和4年1月15日に確定係数による国保事業費納付金が通知された結果、前回の運営協議会でお示した納付金総額から大幅な変動がなかったため、税率を据え置きを予定しております。

### (1) 国保事業費納付金の試算結果

区分	納付金額	仮係数 【R3.11.15通知】	確定係数 【R4.1.15通知】	対 比
		令和4年度 予算要求内示額	納付金確定額	
医療分		1,190,362,985 円	1,173,084,368 円	-17,278,617 円
後期高齢者支援金分		338,247,767 円	333,994,823 円	-4,252,944 円
介護分		89,385,425 円	88,436,521 円	-948,904 円
合計		1,617,996,177 円	1,595,515,712 円	-22,480,465 円

### (2) 令和4年度 国民健康保険税率

		現行税率	仮係数	確定係数	現行税率との差
医療分	所得割	9.38%	9.32%	9.16%	0.22%
	均等割	26,800 円	26,387 円	25,920 円	880 円
	平等割	25,900 円	25,554 円	25,102 円	798 円
後期高齢者支援金分	所得割	2.95%	2.85%	2.80%	0.15%
	均等割	8,600 円	8,215 円	8,098 円	502 円
	平等割	8,100 円	7,753 円	7,643 円	457 円
介護分	所得割	2.35%	2.22%	2.19%	0.16%
	均等割	9,100 円	8,343 円	8,240 円	860 円
	平等割	5,600 円	5,085 円	5,022 円	578 円

### (3)子どもに係る国民健康保険税の均等割額の減額措置

- ①内 容 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支給する制度
- ②対 象 者 国民健康保険被保険者世帯の未就学児
- ③減額する額 当該年度分の被保険者均等割額に、10分の5を乗じて得た額  
ただし、低所得世帯に対しては、応益保険税の軽減措置(7・5・2割軽減)後の、残りの割合の半分を減額する。

#### 参)均等割額一人当たり35,400円(年額)

	軽減世帯数	未就額児数	軽減額	計算式
軽減非該当世帯	41世帯	52人	17,700円	$35,400 \times 1/2$
2割軽減該当世帯	22世帯	29人	14,160円	$35,400 \times (1-0.2) \times 1/2$
5割軽減該当世帯	40世帯	52人	8,850円	$35,400 \times (1-0.5) \times 1/2$
7割軽減該当世帯	89世帯	111人	5,310円	$35,400 \times (1-0.7) \times 1/2$

※未就学児童数は令和3年12月31日時点の人数である

- ④財源措置 国の特別調整交付金により財政支援
- ⑤施行日 令和4年4月1日から

## 令和3年度 第3回国民健康保険運営協議会 趣旨説明

### ■議案1号 令和3年度 国民健康保険特別会計決算見込について

#### 資料左側の「歳入」について

##### 【科目：国保税】

- ・ 予算現額 11 億 3,330 万円に対し決算見込額 11 億 8,277 万円、予算比 4,947 万円
- ・ 要因 令和3年度予算より、決算見込額の世帯平均所得が多く、歳入増となっております。

##### 【科目：道支出金—保険給付費等交付金（普通交付）】

- ・ 予算額 49 億 3,974 万円に対し決算見込額 47 億 6,484 万円、予算比▲1 億 7,490 万円
- ・ 要因 新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの反動により、療養給付費：医療機関診療分が増加（第4回定例会補正）。令和3年度決算見込額として、他の給付費の増加が見込まれないため、歳入減となっております。

##### 【科目：道支出金—特別交付金】

- ・ 予算額 1 億 1,814 万円に対し決算見込額 1 億 2,949 万円、予算比 1,134 万円 **※注1**
- ・ 要因 国民健康保険税の減免（新型コロナウイルス感染症分）に係る、国から補填により、歳入増となっております。

##### 【科目：繰入金】

- ・ 予算額 6 億 4,752 万円に対し決算見込額 6 億 2,094 万円、予算比▲2,657 万円 **※注1**
- ・ 要因 法定繰入分：保険基盤安定の交付額が減少したため、歳入減となっております。

##### 【科目：諸収入】

- ・ 予算額 1,229 万円に対し決算見込額 1,680 万円、予算比 451 万円
- ・ 要因 保険診療に係る保険者間の調整額及び、第三者求償に係る返戻額が増加したため、歳入増となっております。

##### 【科目：国庫補助金分】

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免による補助金であり、決算見込額 1,329 万円となっております。

※令和4年度の国からの財政支援は、現時点未定となっております。

**※注1** 要旨では、1万円単位で端数調整しているため、予算比の表記が「1」ずれていますが、議案第1号では正しく表記されております。

## 資料右側の「歳出」について

概ね予算内での執行となっておりますが、予算対比増減額が多い科目について説明します。

### 【科目：保険給付費】

- ・ 予算額 49 億 3,557 万円に対し決算見込額 47 億 7,581 万円、予算比▲1 億 5,976 万円
- ・ 要因 新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの反動により、療養給付費：医療機関診療分が増加（第 4 回定例会補正）。令和 3 年度決算見込額として、他の給付費の増加が見込まれないため、歳出減となっております。

### 【科目：納付金】

- ・ 予算額 16 億 1,564 万円に対し決算見込額 16 億 371 万円、予算比▲1,193 万円
- ・ 要因 令和 2 年 11 月中旬の仮係数値による納付金額が、令和 3 年 1 月中旬の確定係数値による納付金額より減額となったため歳出減となっております。

### 【科目：特定健康診査事業費】

- ・ 予算額 5,638 万円に対し決算見込額 4,240 万円、予算比▲1,398 万円
- ・ 要因 新型コロナウイルス感染症の影響による健診控えにより、歳出減となっております。

### 【科目：諸支出金—その他償還金】

- ・ 予算額 246 万円に対し決算見込額 126 万円、予算比▲120 万円
- ・ 要因 災害特例等補助金（コロナ減免）の交付申請額と実績額との差による償還金が見込額に対し少なかったため、歳出減となっております。

### 【歳入歳出】

- ・ 歳入決算見込額：67 億 2,814 万 5,364 円に対し、歳出決算見込額：66 億 5,684 万 9,705 円、歳入歳出の差引きは右側下段にあります「R3 決算見込収支」7,129 万 5,659 円となり黒字となる見込みであります。
- ・ 歳入が歳出を上回った主な要因
  - 税収の確保 「世帯平均所得」が高く調定額が増加したため。（国保税）
  - 国からの財政補填 新型コロナウイルス感染症による税減免分補填（道支出・国庫）
  - 健診控え 新型コロナウイルス感染症の影響による（特定健康診査事業）
  - 納付金額の減額

### 【R3 決算見込収支額について】

黒字の見込みとなる「7,129 万 5,659 円」について、R4 年度に繰越金として計上し、恵庭市基金条例により、「国民健康保険支払準備基金」へ積み立てることとなります。

また、支払準備金へは繰越金から諸支出金を差し引いた額を積み立てることになります。

## ■議案2号 令和4年度 国民健康保険特別会計予算（案）について

### 資料左側の「歳入」について

令和4年度税率を据え置くこととしましたので、概ね国保税には変更ありませんが、被保険者数の減少が見込まれるため若干の減少としました。

その他の詳細につきましては、左側下段の「※」のとおりとなっております。

#### 【科目：特別交付金】

- 主な要因
- ・国民健康保険事務処理標準システム導入事業に伴う、国及び道からの財政補填のため増額となっております。

### 資料右側の「歳出」について

令和4年度は前年と同様に予算編成を行いました。その中で増加・減少・変更となる主な科目について説明します。

その他の詳細につきましては、右側下段の「※」のとおりとなっております。

#### 【科目：総務費】

- 主な要因
- ・国民健康保険事務処理標準システム導入に係る経費の計上により増額となっております。
  - ・医療費適正化事業費は、レセプト2次点検業務を民間から国保連合会へ委託先を変更することにより減額となっております。

#### 【科目：特定健康診査等事業費】

- 主な要因
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による健診控えが続いていることを踏まえ減額となっております。

#### 【諸支出金】

- 主な要因
- ・保険税還付金について、所得更正（軽減世帯該当・所得変更）者の増加により増額となっております。
  - ・保険給付費等交付金償還金について、保険給付費等の概算払いによる精算償還金として増額となっております。
  - ・その他償還金について、令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免の財政支援に係る、国からの補助金概算交付に伴う精算償還金として増額となっております。

## ■議案2号 令和4年度 国民健康保険特別会計予算（案）前年度比較（概要版）

概要版には各科目の内容と、予算額の比較を記載している資料となっております。

## ■報告 令和4年度 国民健康保険税率について

### （1）国保事業費納付金の試算結果及び（2）令和4年度国民健康保険税率

道へ納める国保事業費納付金について、仮係数値による納付金「1,617,996千円」に対し、確定係数値による納付金「1,595,515千円」、対比「▲22,481千円」と、現行税率でも事業費納付金を納めることが出来るため、税率を据え置くことといたしました。

### （3）子どもに係る国民健康保険税の均等割額の減額措置

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の軽減措置が講じられることを踏まえ、恵庭市国民健康保険条例の一部を改正します。

内容は国民健康保険被保険者世帯の未就学児について、当該年度分の被保険者均等割額に、「10分の5」を乗じて得た額が減額となります。

詳細は資料のとおりとなっております。